

通学手段について

●自動車等による通学

キャンパス周辺での学生の事故は、年々増加傾向にあります。学生が交通事故を起こして、大きな怪我を負うだけでなく、加害者となるケースも生じています。また、大学周辺は住宅地域であり、車両の騒音や不法駐車などで住民の生活環境に被害を及ぼすことがあります。

こうした理由から、車両通学は登録制となっています。通学にあたっては、以下の事項を遵守し、学生厚生課にて、必要な手続を行ってください。

なお、未登録の登校、下校時の事故については、大学が加入している「学生教育災害傷害保険」の対象とはなりません。

1. 四輪車

- (1) 大学までの通学距離が直線で 4km 以上であること。
- (2) 原則として排気量 2,000cc 以下であること。
- (3) 任意保険（対人 無制限、対物 無制限）に加入であること。
- (4) 道路交通法を厳守し、常に安全運転を確約できること。
- (5) 保護者の保証責任があること。

＜手続きに必要な書類等＞

- ・自動車検査証の写し
- ・任意保険証の写し

2. 二輪車

- (1) 原則として排気量 400cc 以下であること。
- (2) 自賠責保険（強制保険）に加入してあること。
- (3) 道路交通法を厳守し、常に安全運転を確約できること。
- (4) 保護者の保証責任があること。

＜手続きに必要な書類等＞

- ・自賠責保険証明書の写し
- ・任意保険証の写し
- ・車検証の写し（251cc 以上の場合のみ）

3. 自転車

- (1) 原則として防犯登録で行ない、自転車保険に加入していること。
- (2) 道路交通法を厳守し、常に安全運転を確約できること。
- (3) 保護者の保証責任があること。

＜手続きに必要な書類等＞

- ・車体番号を控えておいてください。

申請書は、学生厚生課窓口にて配布します。1. および 2. については、印鑑が必要です。
--